

指定管理料の上限額

単位：千円

施設名	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
新潟市芸術創造村・国際青少年センター	63,600	63,600	63,600	63,600	63,600	318,000

上記のうち、下記については年度ごとに精算することとする。

【対象】 文化芸術活動支援事業 アーティスト・イン・レジデンス事業 招聘プログラム費用支援

単位：千円

対象経費	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
招聘プログラム費用支援	2,308	2,308	2,308	2,308	2,308	11,540

【内訳】

単位：円

招聘組数	4組	4組	4組	4組	4組
交通費(国内)	上限100,000円×3組 =300,000円	上限100,000円×3組 =300,000円	上限100,000円×3組 =300,000円	上限100,000円×3組 =300,000円	上限100,000円×3組 =300,000円
交通費(国外)	上限200,000円×1組 =200,000円	上限200,000円×1組 =200,000円	上限200,000円×1組 =200,000円	上限200,000円×1組 =200,000円	上限200,000円×1組 =200,000円
制作費	定額200,000円×4組 =800,000円	定額200,000円×4組 =800,000円	定額200,000円×4組 =800,000円	定額200,000円×4組 =800,000円	定額200,000円×4組 =800,000円
滞在費 1組あたり2,800円/日	2,800円×上限90日× 4組=1,008,000円	2,800円×上限90日× 4組=1,008,000円	2,800円×上限90日× 4組=1,008,000円	2,800円×上限90日× 4組=1,008,000円	2,800円×上限90日× 4組=1,008,000円

※文化芸術活動支援事業のアーティストインレジデンス事業に係る招聘プログラム等の滞在期間及び費用支援(交通費、制作費、滞在費)については、市が指定する期間及び基準額を適用することとしている。(業務仕様書P.7参照)

※費用支援について、市が支給した額と指定管理者が芸術家等に支払った額が異なる場合、その差額を市へ返納すること。